

各専門委員会委員及び各部会委員の定年に関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）定款第47条に基づき設置された各専門委員会の委員（以下「専門委員会委員」という。）及び各専門委員会規程に基づき設置された各種部会の委員（以下「各部会委員」という。）の定年に関わる事項を定める。

第2条 各専門委員会委員及び各部会委員は就任時において、その年齢が満70歳未満とする。

2 任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は委員として在任するものとする。

3 各地区連盟から選出する場合、原則として、就任時においてその年齢が満70歳未満の者とするが、人材不足等、特別の事情がある場合には、当連盟理事会の決議を経て、就任時において満70歳以上の者を認めることができる。

第3条 この規程の改廃は、理事会において承認を受けるものとする。

（附 則）

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

（附 則）

この規程は、2016年4月27日から施行する。